

ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第一百條 禮砲、號砲其ノ他空砲ヲ發スヘキ場合ニ於テ彈丸、
瓦石其ノ他ノ物ヲ裝填シテ發シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處
ス

第一百二條 守兵故ナク銃砲ヲ發シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ
處ス

第一百三條 戰時又ハ事變ニ際シ急呼ノ號報アリタル場合ニ故ナ
ク來會セサル者ハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

第一百四條 政治ニ關シ上書、建白其ノ他請願ヲ爲シ又ハ演說若
クハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

第一百五條 服從ノ義務ニ違フヘキ事ヲ目的トシテ黨ヲ結ビタル
トキハ首魁ハ六月以上五年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ二
年以下ノ禁錮ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
明治十四年第七十號布告海軍刑法ハ之ヲ廢止ス

海 軍 刑 法 施 行 法

第二版 大正八年十一月

第一版 大正三年五月

發行年月

教官 海軍主理 杉山義太郎

海軍軍令部

海軍大臣 男爵 齋藤 實

內閣總理大臣 侯爵 西園寺 公望

明治四十一年四月九日

御名 御璽

シ茲ニ之ヲ公布セシム

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル海軍刑法施行法ヲ裁可

宣旨年月

第一號 大正三年正月

第二號 大正五年十一月

海軍大臣 齋藤 實
海軍主計 山 本 實
海軍少將 大 塚 實

法律第四十九號

海軍刑法施行法

第一條 本法ニ於テ舊海軍刑法ト稱スルハ明治十四年第七十號
布告海軍刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト稱スルハ海軍刑法施行前ニ施
行シタル法律及勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ效力ヲ有スル
モノヲ謂フ

第二條 海軍刑法施行前ニ舊海軍刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ
犯シタル者ニ付テハ次ノ例ニ從ヒ海軍刑法ニ定メタル主刑ト
舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ主刑トヲ對照シ刑法第十條ノ規定
ニ依リ其ノ輕重ヲ定ム

海軍刑法ニ定メタル刑	舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑
死刑	死刑
無期懲役	無期徒刑
無期禁錮	無期流刑
有期懲役	有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮
有期禁錮	有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮

第三條 刑法施行法第三條ノ規定ハ前條ニ定メタル刑ノ對照ニ
之ヲ準用ス

第四條 刑法第六條ニ依リ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スル
場合ニ於テハ剝奪公權、剝官、停止公權、監視又ハ罰金ヲ附
加スヘキト雖モ之ヲ附加セス

海軍大臣 陸軍大臣

明治四十一年四月廿五日

內閣總理大臣 對留西園寺公望
海軍大臣 長岡義典

前項ノ場合ニ於テハ將校ニ非シテ官職ヲ有スル者將校ニ在リテ剝官ヲ附加スル刑ニ該ルトキト雖モ其ノ官職ヲ失ハス

第五條 海軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付海軍刑法施行ノ前又ハ後ニ確定裁判アリタル後海軍刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ爲ストキハ次ノ例ニ依ル

- 一 確定裁判アリタル罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ海軍刑法ニ於テハ其ノ罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス
- 二 確定裁判アリタル罪ニ海軍刑法ヲ適用シタルトキト雖モ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ニ於テハ其ノ罪ト餘罪トニ付數罪俱發ニ關スル規定ニ依ル

第六條 次ニ記載シタル者海軍刑法施行前更ニ海軍刑法ノ有期懲役ニ相當スル刑ニ該ル舊海軍刑法ノ罪ヲ犯シ海軍刑法施行後其ノ罪ニ付裁判ヲ爲ストキハ海軍刑法ニ於テハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

- 一 舊海軍刑法ニ依リ海軍刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ處セラレタル者
- 二 舊海軍刑法ニ依リ海軍刑法ノ懲役ニ相當スル刑ニ該ル罪ト同質ノ罪ニ依リ死刑ニ處セラレ其ノ執行ノ免除ヲ得又ハ減刑ニ依リ懲役ニ相當スル刑ニ減輕セラレタル者

刑法第五十六條第三項ノ規定ハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リ處斷セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第七條 海軍刑法施行前ニ犯シタル一罪ト海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ一罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合

ニ於テハ海軍刑法施行前ノ罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキト雖モ其ノ罪ト海軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第八條 海軍刑法施行前ニ犯シタル數罪ト海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ一罪又ハ數罪トニ付同時ニ裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ海軍刑法施行前ノ罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキハ數罪俱發ニ關スル規定ニ依リテ定マリタル一ノ重キ罪ト海軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ海軍刑法施行前ノ罪ニ海軍刑法ヲ適用スヘキトキハ其ノ數罪ト海軍刑法施行後ノ一罪又ハ數罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ適用ス

第九條 海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ罪ニ付確定裁判アリタル後海軍刑法施行前ニ犯シタル餘罪ニ付裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ餘罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用スヘキトキト雖モ確定裁判アリタル罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十條 海軍刑法施行前ニ犯シタル罪ニ付海軍刑法施行後確定裁判アリタル後海軍刑法施行後ニ犯シタル海軍刑法ノ罪タル餘罪ニ付裁判ヲ爲ス場合ニ於テハ確定裁判アリタル罪ニ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ヲ適用シタルトキト雖モ其ノ罪ト餘罪トニ付併合罪ニ關スル規定ヲ準用ス

第十一條 海軍刑法ノ罪ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ノ罪ト併合罪タルヘキ場合ニ於テハ刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令ノ罪ヲ海軍刑法ノ罪ト看做シ第

三條、第五條及第七條乃至第十條ノ規定ヲ適用ス

第十二條 第六條第一項各號ニ記載シタル者海軍刑法施行後有期懲役ニ該ル海軍刑法ノ罪ヲ犯シタルトキハ累犯ニ關スル規定ヲ準用ス

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 海軍刑法施行後ハ舊海軍刑法又ハ海陸軍刑律ノ刑ニ處セラレタル者ト雖刑ノ執行、假出獄及時效ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス但シ死刑ニ付テハ海軍ニ於テ之ヲ執行スル場合ニ限り海軍刑法ノ規定ヲ準用ス他ノ法律ニ依リ處セラレタル死刑ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ第二條及明治十五年第四號布告第一條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スヘシ

舊海軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ノ海軍刑法施行前ニ於ケル時効期間ノ起算及時效ノ中斷ニ付テハ期滿免除ニ關スル規定ニ從フ

第十四條 海軍刑法施行後ハ他ノ法律ニ依リ處セラレタル罰金又ハ料料ヲ完納スルコト能ハサル者ヲ勞役場ニ留置スル場合ニハ軍法會議ニ於テハ主理其ノ言渡ヲ爲スヘシ

第十五條 海軍刑法施行後ハ刑法第六條ニ依リ舊海軍刑法又ハ他ノ法律ノ刑ニ處スヘキ者ト雖刑ノ執行猶豫ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テハ第二條ノ例ニ依リ主刑ノ對照ヲ爲スヘシ

第十六條 海軍刑法施行前假出獄ヲ許サレタル者及幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ海軍刑法施行ノ日ヨリ刑法ノ假出獄ニ關

スル規定ヲ準用ス

第十七條 剝奪公權、停止公權及監視ノ言渡ハ海軍刑法施行ノ日ヨリ其ノ效力ヲ失フ

第十八條 人ノ資格其ノ他ノ事項ニ關シ舊海軍刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ海軍刑法ノ施行ノ爲變更セラル、コトナシ

第十九條 刑法施行法第二十九條及第三十條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ海軍刑法ノ罪ニ之ヲ準用ス

第二十條 刑法施行法第三十三條乃至第三十六條ノ規定ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ海軍刑法ニ定メタル刑又ハ舊海軍刑法ノ刑ニ處セラレタル者ニ之ヲ準用ス

第二十一條 海軍刑法ニ依リ六年未滿ノ懲役又ハ一年以上六年未滿ノ禁錮ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ舊海軍刑法ノ剝官ヲ附加セラレ又ハ之ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ト看做ス舊海軍刑法ノ剝官ヲ附加スヘキ刑ニ處セラレタル者ニ付亦同シ

第二十二條 他ノ法律中舊海軍刑法第十七條、第十八條及第二十一條ノ規定アル爲人ノ資格ニ關シ別段ノ規定ヲ設ケザリシ場合ニ付テハ舊海軍刑法第十七條、第十八條及第二十一條ノ規定ハ人ノ資格ニ關シ海軍刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

第二十三條 舊海軍刑法ト刑法又ハ刑法ノ刑名ニ依リ刑ヲ定メタル法令トノ關係ニ付テハ舊海軍刑法ヲ舊刑法ト看做シ刑法施行法第二條、第三條、第五條、第六條及第八條乃至第十一條ノ規定ヲ適用ス但シ剝官ニ關シテハ本法第四條ノ例ニ依ル

第二十四條 海軍治罪法ニ於テ軍人ト稱スルハ海軍刑法第八條

第一號、第二號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂ヒ陸軍軍人ト稱スルハ陸軍刑法第八條第一號乃至第三號

第五號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂フ
第二十五條 刑事訴訟法第八條ノ規定ハ軍法會議ニ於テ審判ス

ヘキ事件ニ之ヲ準用ス
第二十六條 海軍治罪法中復權及特赦ニ關スル規定ハ之ヲ廢止

ス
第二十七條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ

定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第二十八條 軍法會議ニ於テハ刑ノ執行猶豫ハ判決ヲ以テ之ヲ爲シ刑ノ言渡ト同時ニ之ヲ言渡スヘシ

第二十九條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ニ最モ近キ軍法會議ニ於テ判決ヲ以テ之ヲ取消シ其ノ言渡ヲ爲スヘシ

第三十條 前三條ノ判決及其ノ言渡ニ付テハ海軍治罪法中判決ニ關スル規定ヲ準用ス

第三十一條 軍法會議ニ於テハ證人、鑑定人及通事ノ日當、旅費其ノ他ノ給與ニ關シ刑法施行法第六十三條乃至第六十六條ノ規定ヲ準用ス但シ豫審判事、受託判事又ハ裁判所ノ行フヘキ職務ハ主理之ヲ行フ

附 則

本法ハ海軍刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

主ニ下ケ渡スコトヲ得

第七十六條 沒收シタル物件ノ内犯罪ノ搜索鑑定ノ爲メ必要ト認ムル異種ニ屬ス

ル物品ハ公賣ニ附スルコトナク之ヲ保存スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ物品會

計官吏ハ本案ノ審判ヲ爲シタル軍法會議ノ主理ニ之レカ保存ノ依託ヲ爲スコト

ヲ得

第七十七條 犯人數所又ハ一所ニ於テ數人ヨリ得タル賍金ヲ混同シテ其ノ幾分ヲ

費消シ其ノ殘額現存スルトキハ按分程式ニ依リ各所有主ニ分付スヘシ

第七十八條 海軍大臣若クハ長官ハ事變ニ際シ若クハ戰時ニ在ツテハ此ノ規則ノ

手續ヲ變更省略スルコトヲ得

(終)

第六十五條 死刑ヲ行フトキハ兵衛若クハ水兵若クハ憲兵ヲシテ刑場ヲ警戒セシメ執行ニ關スル者ノ外入ルコトヲ許サス但シ主理ノ許可ヲ得タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六十六條 死刑執行ノ始末書ハ錄事之ヲ作り主理監獄課長醫官錄事署名捺印スヘシ

第六十七條 死刑ノ執行終リタルトキハ監獄課屬員艦船ハ下ヲシテ埋葬ノ處分ヲ爲ストスサシメ遺骸ノ下付ヲ請フ者アルトキハ其ノ下付ノ處分ヲ爲サシムヘシ

第六十八條 死刑ノ執行終リタルトキハ主理其ノ旨ヲ海軍大臣若クハ長官ニ具申シ長官ハ之ヲ海軍大臣ニ進達スヘシ

第五章 罰金科料沒收物贓物證據物處分

第六十九條 沒收シタル物件ニシテ犯人ノ所有ニ屬セサルモノハ其ノ軍法會議所公告シタル日ヨリ起算スニ所有主ヲ發見シタルトキハ主理之ヲ還付スヘシ但シ其ノ物件ハ沒收ノ宣告ヲ爲シタルトキハ成規ニ依リ之ヲ物品會計官吏ニ送致シ同官之ヲ保管スヘシ若シ同官吏ニ於テ保存スヘカラサルカ

又ハ之ヲ保管スルニ付キ費用ヲ要スヘキモノト思料シタルトキハ之ヲ公賣シ其ノ代價ヲ收入官吏ニ移シ同官吏之ヲ保存スヘシ

第七十條 沒收物件中法律ニ於テ禁制シタル物件ハ之ヲ裁斷若クハ燒棄スヘシ但シ偽造貨幣ノ如キ原質ヲ存スヘキモノハ之ヲ裁斷シ事由ヲ附シテ物品會計官吏ニ送致スヘシ

第七十一條 (削除)

第七十二條 罰金科料及沒收金ハ事由ヲ記シ受領者ヨリ之ヲ收入官吏ニ送致スヘシ

(第二項削條)

第七十三條 (削除)

第七十四條 贓物若クハ證據物件ヲ所有主ニ還付スルトキ遠隔ノ地ニ送付ヲ請フモノハ海陸便宜ノ方ニ依ツテ送付シ其ノ運賃ハ本人ヲシテ負擔セシム但シ官ヨリ押收シタル證據物件ノ運賃ハ官ノ負擔トス

第七十五條 刑法第十九條第一項ニ記載シタルモノニシテ沒收スヘキモノ及證據ノ爲メ官ハ領置スルヲ必要トスルモノヲ除クノ外ハ實際ノ便宜ニ依リ假ニ所有

ツヘシ

闕席ノマ、宣告アリタル者ニ係ルトキハ其ノ宣告書ヲ被告人ノ現住所ニ送達シ
被告人逃亡中ナルトキハ本籍ノ住所ニ送達スヘシ

刑ノ宣告及再審ノ裁判ニ於テ無罪免訴ノ宣告アリタルトキハ其ノ旨ヲ被告人本
籍ノ市町村長若クハ區戸長ニ通報シ他管ノ軍人ニ係ルトキハ其ノ本管軍法會議
ニモ通報スヘシ

第五十九條 罰金科料ノ宣告アリタルトキハ主理期限内ニ之ヲ納完セシム其ノ被
告人艦船團隊校居住ノモノナルトキハ所屬長ニ囑託シ監獄ニ在ルトキハ監獄課
長ニ囑託シテ納完セシムヘシ但シ艦船團隊若クハ學校ニ金圓ヲ格納シアル旨ヲ
申立ツルトキハ監獄課長ヨリ所屬長ニ囑託シテ納完セシムヘシ

第六十條 勞役場ニ留置スヘキ者ハ主理裁判宣告書ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ勞役場ニ交
付スヘシ

勞役場ニ留置スヘキ者遠隔ノ地ニ在ルトキハ主理ハ裁判宣告書謄本ヲ其ノ所在
地ノ軍法會議ノ主理若クハ所屬長ニ送致シ留置處分ノ執行ヲ囑託スヘシ受託者
其ノ執行ヲ爲シタルトキハ囑託軍法會議ノ主理ニ其ノ旨ヲ通報スヘシ

第六十一條 勞役場留置ノ處分ヲ爲シタルトキハ主理其ノ旨ヲ海軍大臣若クハ長
官ニ具申スヘシ

第六十一條ノ二 大祭祀日、靖國神社大祭日、一月一日及十二月三十一日ニハ死刑
ヲ執行セス

第六十二條 死刑執行ノ命令アリタルトキハ主理豫メ其ノ期日ヲ定メ海軍大臣若
クハ長官ニ具申シ兵員出場ノ處分アランコトヲ請ヒ又監獄課長及同署勤務ノ醫
官ニ通報スヘシ

監獄課長ハ主理ノ通報アリタルトキハ死刑執行ノ準備ヲ爲スヘシ

第六十三條 死刑ヲ執行スルトキハ犯人ヲ刑場ニ護送シ主理監獄課長艦船ニ在リテハ尉官トス以下同シ

醫官録事之ニ立會ヒ監獄課長死刑ヲ執行スル旨ヲ犯人ニ告示シタル後銃手之ヲ
射殺ス

第六十四條 銃手ハ水兵十二名ヲ撰ヒ尉官一名之ヲ指揮スヘシ

銃手ハ六人ヲ以テ前列トシ六人ヲ後列トシ四人ヲ距ル十歩ノ地ニ於テ前列ヲシ
テ四人ノ眉間ヲ狙ヒ一齊ニ發射シテ之ヲ撃タシム若シ死ニ至ラサルトキハ後列
ヲシテ之ヲ撃タシム

セシコトヲ請求スルトキハ主理之ヲ認可シ謄寫セシムヘシ

第五十二條 軍法會議ト普通裁判所トノ管轄違ノ言渡ニ對シ上告スル者アルトキハ主理辯明書ヲ作り訴訟文書ニ添へ海軍大臣若クハ長官ヲ經由シテ之ヲ大審院ニ送致スヘシ

第五十三條 海軍大臣若クハ長官特赦狀ノ下付ヲ受ケタルトキハ之ヲ主理ニ下付シ本人ニ傳達スルノ處分ヲ爲サシムヘシ
主理特赦狀ノ下付ヲ受ケ其ノ傳達ノ處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ本人ノ所屬長並本籍ノ市町村長若クハ區戸長ニ通知スヘシ

第四章 宣告執行

第五十四條 收禁ヲ受ケタル被告人ニ對シ無罪免訴若クハ罰金科料ノ宣告アリタルトキハ主理直チニ之ヲ釋放スヘシ

重罪ノ刑及禁錮拘留ノ宣告アリタルトキハ主理被告人ヲ監獄ニ交付スヘシ
管轄違ノ宣告アリタルトキハ主理其ノ事件ヲ管轄スヘキ軍法會議所在ノ地ノ海軍檢察官若クハ陸軍檢察官ニ送致シ軍法會議ト普通裁判所トノ管轄違ノ宣告ア

リタルトキハ上告期限盡クルノ後其ノ事件ヲ管轄スヘキ裁判所ノ檢事ニ送致スヘシ

前數項ニ依リ被告人ヲ交付スルトキハ第三十三條第二項ニ從ヒ護送セシメ收禁ニ係ル被告人ヲ釋放シ及地方ニ移ストキハ其ノ旨ヲ監獄課長ニ通報スヘシ

第五十五條 受刑者海軍ノ監獄ニ於テ刑ヲ執行ヲ爲スヘキモノニ非サルトキハ其ノ監獄ハ裁判宣告書謄本ヲ添へ其ノ執行ヲ爲スヘキ監獄ニ之ヲ送致スヘシ

第五十六條 再審ノ裁判ニ依リ更ニ刑ヲ執行スルトキハ先キニ執行シタル刑ヲ通算シ其ノ刑ノ停止中拘禁シタル者ハ其ノ拘禁日數ヲ刑期ニ算入ス

第五十七條 刑ノ宣告ヲ受ケタル者帶勳者ナルトキハ宣告書ノ謄本ヲ添へ主理之ヲ海軍大臣若クハ長官ニ具申スヘシ

長官ハ勳章年金褫奪及停止取扱手續第二條第七條ニ從ヒ處分スヘシ
褒章條例第四條ニ依リ褒章ヲ沒收シタルトキハ主理之ヲ海軍大臣若クハ長官ニ差出シ長官ハ之ヲ海軍大臣ニ差出スヘシ

第五十八條 有罪無罪ヲ問ハス裁判宣告アリタルトキハ主理其ノ都度被告人ノ所屬長ニ通報スヘシ又宣告書ノ寫ヲ以テ長官ニ届出テ長官ハ之ヲ海軍大臣ニ届出

主理其ノ審問ヲ爲シタルトキハ意見書ヲ判士長ニ交付スヘシ

第四十三條 軍法會議ノ判決ハ過半数ノ説ヲ以テ之ヲ決ス其ノ説三説以上ニ分レ過半数ニ至ラサルトキハ過半数ニ至ルマテ被告人ニ不利ナル説ヨリ順次利益ナル説ニ合算ス賠償ノ金額ニ關シ三説以上ニ分レ其ノ説過半数ニ至ラサルトキハ過半数ニ至ルマテ最多額ノ意見ヨリ順次寡額ノ意見ニ合算ス

發說ノ順序ハ下級ノ者ヨリ其ノ説ヲ述ヘ順次上級ニ遡ホルヘシ若シ同級ノ者二人以上アルトキハ其ノ同級中後任ノ者始メニ其ノ説ヲ述フヘシ

第四十四條 宣告執行ノ命令アリタルトキハ主現宣告ノ日時ヲ定メ判士長判士ニ通報シ録事ヲシテ被告人ヲ出廷セシムルノ手續ヲ爲サシムヘシ

私訴裁判ノ宣告ヲ爲ストキハ其ノ被害者ヲモ出廷セシムヘシ但シ被害者其ノ地ニ在ラサルトキハ其ノ宣告書ヲ被害者ニ送達スヘシ

第四十五條 裁判宣告ノ時傍聽人ノ席ハ左ノ三區ニ別ツ

一 勅任官

二 奏任官

三 判任官以下

第四十六條 主理ハ三月毎ニ審問判決ノ事件表ヲ作り之ヲ海軍大臣若クハ長官ニ

具申スヘシ

長官ハ前項ノ具申書ヲ海軍大臣ニ出スヘシ

第二章 再議再審及特赦

第四十七條 主理ハ再議ニ附スルノ命令アリタルトキハ訴訟書類ニ意見書ヲ附シ

テ判士長ニ交付シ會議ノ日時ヲ定メ判士長判士ニ通報スヘシ

第四十八條 再議ニ附セラレタル事件原會議ニ於テ取調タル事實明瞭ナラサルト

キハ更ニ其ノ取調ヲ爲スヘシ

第四十九條 再審ノ命令アリタルトキハ他ノ事件ヲ擱キ其ノ審判ヲ爲スヘシ

第五十條 再審ノ命令ヲ受ケタルトキ事實明瞭ニシテ更ニ被告人證人ノ訊問ヲ要

セサルモノト爲ストキハ其ノ訊問ヲ爲サスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

其ノ宣告ハ宣告書ヲ被告人所在ノ地ノ軍法會議ヲ管轄スル長官ニ移シ其ノ所屬

軍法會議ニ於テ之ヲ爲サシムルモノトス

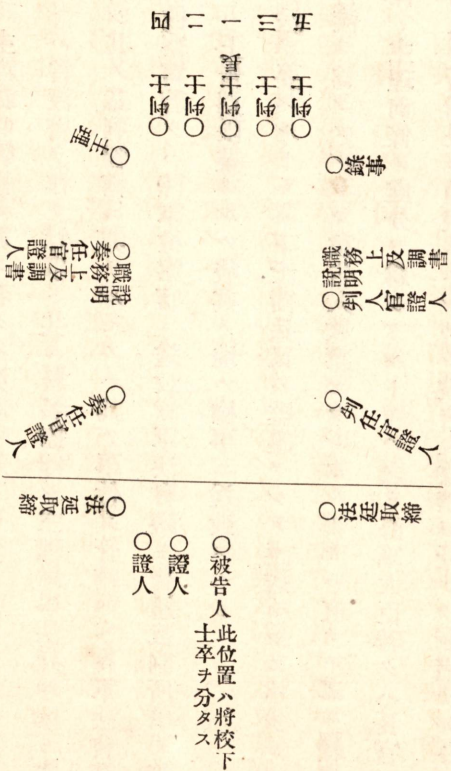
第五十一條 再審ノ申訴ヲ爲スニ付キ被告人若クハ其ノ親屬ヨリ訴訟書類ヲ謄寫

キハ主理ヨリ其ノ告訴人ニ告知スヘシ

第三十七條

直チニ判決ニ附セラレタル事件ニ於テ判士長若クハ主理審問ヲ必要ト認ムルトキハ其ノ命令ヲ下シタル海軍大臣若クハ長官ニ之ヲ具申スルコトヲ得

第三十八條 法廷ノ席次左ノ如シ



第三十九條

判士長ハ被告人ノ官位勳爵職名氏名族籍年齢住所前科ノ有無ヲ問ヒ

被告事件ヲ訊問スル旨ヲ告ケ録事ヲシテ主理ノ爲シタル訊問調書ヲ讀示セシム

ヘシ若シ主理ノ訊問調書ナキトキハ檢察官ノ爲シタル調書若クハ意見書等被告

事件ノ大要ヲ知ルニ足ルヘキ書類ヲ讀示セシムヘシ

第四十條

録事ハ判決始末書ヲ作り主理ト共ニ署名捺印シ訴訟書類ニ添ヘ置クヘ

シ但シ被告人證人事實參考人審問ヲ經タル者ナルトキハ前ニ爲シタル陳述ト異

ナル所ノミ其ノ要領ヲ録取スヘシ

第四十一條

判決ニ必要ナル爲メ檢證處分ヲ爲シ又ハ召喚狀勾引狀收禁狀ヲ發シ

又ハ證人鑑定人通事事實參考人及參考ノ爲メ鑑定ヲ命スル者ヲ要スルニ就テノ

手續ハ總テ審問ノ手續ニ同シ

第四十二條

判決ノ時ニ於テ共犯者附帶犯者ヲ覺擧シテ直チニ判決ヲ爲シ若クハ

主理ニ移シテ其ノ審問ヲ爲サシメタルトキハ判士長ヨリ之ヲ海軍大臣若クハ長

官ニ具申スヘシ

前項ノ場合ニ於テ海軍治罪法第十一條第二表ニ照シ共犯者附帶犯者ノ官等現判

士長判士ヨリ高等ノ判士長判士ヲ要スルトキハ判士長之ヲ長官ニ具申シ長官ハ

更ニ審問若クハ審判判決ニ附スルノ手續ヲ爲スヘシ

所ニ送達スヘシ

判士長ノ科スル罰金ノ宣告書ハ判士長録事署名捺印シ主理ノ科スル罰金ノ宣告書ハ主理録事署名捺印スヘシ

罰金ノ宣告ヲ爲シ若クハ其ノ宣告ヲ取消シタルトキハ主理之ヲ海軍大臣若クハ長官ニ具申シ又其ノ本人軍人ナルトキハ其ノ所屬長ニ通報シ海軍治罪法第七十條ニ依リ罰金ヲ科シタルトキハ其ノ本籍ノ市町村長若クハ區戸長ニ通報スヘシ限内罰金ヲ納完セサルトキハ第六十條ノ例ニ從フヘシ

第三十條 臨檢若クハ家宅搜索ノ場所ニ於テ物件ヲ押收シタルトキハ録事ヨリ立會人ニ受領證ヲ渡スヘシ其ノ物件ヲ還付シタルトキハ受領證ヲ返還セシムヘシ押收シタル物件ノ運送若クハ保管ノ事ハ録事之ヲ擔任スヘシ

其ノ物件ヲ運送スルコト能ハサルトキハ録事立會人ニ假預ヲ爲シ擔保ノ證書ヲ徵スヘシ但シ其ノ物件ニ封印ヲ要スルトキハ主理其ノ封印ヲ爲スヘシ

第三十一條 調書説明ノ爲メ呼出シタル官吏ノ陳述ハ録事之ヲ録取シ主理録事其ノ官吏ト共ニ署名捺印シ調書ニ添ヘ置クヘシ

第三十二條 主理審問ニ於テ覺擧シタル共犯者附帶犯者ヲ審問シタルトキハ之ヲ

海軍大臣若クハ長官ニ具申スヘシ

第三十三條 主理裁判管轄ニ非ス若クハ免訴ト爲ス可キノ具申ヲ爲シ其ノ認可アリタルトキハ言渡書ヲ作り録事ト共ニ署名捺印シ主理録事法廷ニ臨ミ主理其ノ言渡ヲ爲シ其ノ裁判管轄ニ非サルモノハ其ノ事件ヲ管轄スヘキ軍法會議所在ノ地ノ海軍檢察官若クハ陸軍檢察官ニ送致シ軍法會議ト普通裁判所トノ管轄違ニ係ルモノハ上告期限盡クルノ後其ノ地ノ檢事ニ送致スヘシ

被告人護送ヲ要スルトキハ下士衛兵又ハ監護ヲシテ護送セシムヘシ

免訴ノ言渡ヲ爲シタルトキ被告人收禁セラレタルトキハ直チニ之ヲ釋放スヘシ

第三十四條 主理前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ之ヲ海軍大臣若クハ長官ニ具申シ且ツ被告人ノ所屬長ニ通報スヘシ若シ被告人收禁ヲ受ケタル者ナルトキハ監獄課長ニ通報シ責付ヲ受ケタル者ナルトキハ其ノ親屬故舊ニ告知スヘシ

第三十五條 主理海軍治罪法第七十八條ニ依リ意見書ヲ作ルトキハ同第九十一條ノ例ニ從ツテ之ヲ作り且ツ加重減輕スヘキトキハ其ノ模様及私訴ニ對スル意見ヲモ記載スヘシ

第三十六條 附帶ノ私訴アリタル事件ニシテ免訴若クハ管轄違ノ言渡アリタルト

所屬長ニ通報シ其ノ高等官ニ在ツテハ尙ホ所管長官ニ具申シ長官ハ海軍大臣ニ具申スヘシ

被告人帶動者ナルトキハ勳章年金褫奪及停止取扱手續第八條ニ依リ其ノ處分ヲ爲スヘシ

第二十四條 被告人ヲ收禁シタルトキハ之ヲ監獄ニ送致スヘシト雖モ訊問其ノ他取調ノ都合ニ依リ假ニ留置所ニ留置スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ主理ヨリ監獄課長ニ通知スヘシ

其ノ被告人ヲ護送スルトキハ下士衛兵又ハ監護ヲシテ之ヲ護送セシムヘシ

第二十五條 令狀ハ二通ヲ作り之ヲ送達若クハ執行シタルコト及其ノ日時場所ヲ記入シ其ノ一通ヲ本人ニ渡シ一通ヲ録事ニ還納シ録事ハ之ヲ訴訟書類ニ添ヘ置クヘシ但シ執行スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ記入スヘシ

第二十六條 外國公使館内ニ於テ檢證ヲ爲スコトヲ要シ若クハ令狀ヲ受クヘキ者外國公使館ニ雇ハレ若クハ外國公使館内ニ在ルトキハ主理其ノ事實ヲ記シ其ノ公使館ノ承諾ヲ得ンコトヲ海軍大臣若クハ長官ニ具申シ長官ハ之ヲ海軍大臣ニ具申スヘシ

海軍大臣ヨリ外國公使館ニ於テ承諾アリタルノ下達アリタルトキハ主理其ノ旨ヲ公使館官吏ニ告ケ檢證處分ヲ爲シ若クハ令狀ニ承諾ヲ經タル旨ヲ記載シタル書面ヲ添ヘ令狀執行者ヲシテ之ヲ公使館官吏ニ示シテ執行セシムヘシ

第二十七條 被告人ヲ責付シタルトキハ主理責付セラレタル者ヲシテ注意視察シ且ツ何時ニテモ呼出ニ應ジ出廷セシムヘキノ證書ヲ出サシムヘシ

被告人呼出ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出廷セサルトキハ責付ヲ取消スヘシ

被告人ヲ責付シタルトキハ其ノ所屬長ニ通報スヘシ

第二十八條 證人鑑定人通事事實參考人參考ノ爲メ鑑定ヲ命スヘキ者軍人ナルトキハ第二十一條ノ例ニ依リ之ヲ呼出スヘシ

第二十九條 判士長判士主理ニ於テ證人鑑定人通事事實參考人及參考ノ爲メ鑑定ヲ命シタル者ニ罰金ヲ科スルトキハ録事ト共ニ法廷ニ臨ミ之ヲ宣告スヘシ判士長宣告ヲ爲ストキハ主理之ニ立會スヘシ

呼出ニ應セサルニ因リ罰金ヲ科セラレタル者艦船團隊若クハ學校居住ノ者ナルトキハ主理宣告書ノ謄本ヲ本人所屬ノ艦船團隊若クハ學校ニ移シテ其ノ送達ヲ求メ且ツ罰金ヲ限内納完セシムヘキ旨ヲ照會シ其ノ他ハ直チニ宣告書ヲ其ノ住

- 二 被告人調書
 - 三 被害届書
 - 四 私訴ノ要求書
 - 五 證人調書
 - 六 證據物品目錄證據書類其ノ他參考書類
 - 七 鑑定書
 - 八 檢證調書
 - 九 所在分明ナラサル被告人ノ人相書
- 被告人ノ所屬長檢察ノ處分ヲ爲シ具申ヲ爲ストキ若クハ其ノ部下ニ屬スル海軍檢察官ノ檢器具申ヲ進達スルトキハ被告人ノ前罰科^{宣告書アレハ其ノ全文}素行調書ヲ添フヘシ
- 第十八條 被告事件罪ト爲ラヌ又ハ受理スヘカラサルモノナルトキハ前條ノ手續ヲ爲スヘカラス但シ告訴人アルトキハ其ノ旨ヲ告知シ被告人ヲ收禁シタルトキハ直チニ釋放スヘシ

第二章 審問及判決

- 第十九條 長官審問若クハ審判判決ノ命令ヲ下ストキハ命令書ヲ訴訟書類ト共ニ主理ニ下付スヘシ
- 艦隊ニ在ツテハ長官其ノ部下ノ將校若クハ相當官ニ主理ヲ命シ以テ前項ノ手續ヲ爲スヘシ
- 裁判管轄ニ非サルモノ及命令ヲ下スヘカラサルモノハ其ノ書類ヲ返還スヘシ
- 第二十條 主理審問審判判決ノ命令ヲ受ケタルトキハ其ノ命令ヲ受ケタル日ヨリ遅クトモ五日以内ニ被告人へ召喚狀ヲ發スルノ手順ヲ爲スヘシ
- 第二十一條 召喚狀ヲ發スルトキ被告人艦船團隊若クハ學校所屬ノ者ナルトキハ其ノ所屬ノ艦船團隊校若クハ被告事件ヲ具申シタル檢察官ニ移シテ送達ノ處分ヲ求ムヘシ但シ艦船團隊校所屬ノ者ト雖モ艦船團隊校外ニ在ルトキハ直チニ本人ニ送達シ出廷セシムルコトヲ得
- 第二十二條 勾引狀ヲ以テ引致シタル被告人ヲ留置シタルトキハ之ヲ其ノ所屬長ニ通報スヘシ但シ留置ノ期限ハ休暇ノ日ヲ算入セサルモノトス
- 第二十三條 收禁狀ヲ發シ若クハ之ヲ取消シタルトキハ主理ヨリ直チニ被告人ノ

其ノ訊問ヲ爲シタルトキハ第二條ノ例ニ從フヘシ

第六條 告訴人ニハ告訴ヲ受ケタルノ證書ヲ渡スヘシ

第七條 告訴人告發人其ノ陳述ヲ變更センコトヲ請求シタルトキハ其ノ陳述ヲ録取シ之ヲ告訴狀告發狀ニ添ヘ置クヘシ

第八條 告訴人告發人ヨリ其ノ願下ヲ爲ストキハ願書ヲ出サシメ聞届ノ旨ヲ朱記シテ本人ニ下付シ訴訟書類ニ其ノ事由ヲ記入シ置クヘシ

第九條 海軍檢察官ハ告訴人告發人ノ願下ケアルニ拘ハラス其ノ事件有罪ナリト認メタルトキハ海軍治罪法第五十一條ノ手續ヲ爲スヘシ但シ告訴ヲ待ツテ受理スヘキ事件ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 軍人職務上ニ因リ告發ヲ爲ストキハ其ノ官職氏名ヲ記シタル書面ヲ以テシ海軍檢察官ハ之ヲ受ケタルノ證書ヲ渡スヘシ

第十一條 海軍檢察官現行犯ノ軍人ヲ逮捕シ若クハ其ノ交付ヲ受ケ訊問及檢證處分ヲ爲ストキハ第二章ノ例ニ依ル

第十二條 告訴人本案附帶ノ私訴ヲ爲シタル後其ノ願下若クハ棄權ノ申立ヲ爲シ若クハ其ノ要求ノ變更ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ要求書ニ記入シ之ヲ訴訟書類

ニ添ヘ置クヘシ

第十三條 海軍檢察官ハ犯罪人自首スルトキ口述ヲ以テスルモノハ其ノ口述ヲ録取シ書面ヲ以テスルモ尙ホ推問ヲ要スルモノハ之ヲ推問シ其ノ調書ヲ作ルヘシ、

第十四條 海軍檢察官現行犯ノ場合ニ在ツテハ審問ニ屬スル檢證訊問其ノ他ノ處分ヲ爲スト雖モ證人通事鑑定人事實參考人及參考ノ爲メ鑑定ヲ命シタル者ニ對シテハ宣誓ヲ用フルコト無カルヘシ又罰金ヲ科スルコトヲ得

第十五條 海軍檢察官現行犯ノ場合ニ於テ被告人證人事實參考人其ノ他訴訟關係人ヲ訊問シタル片ハ調書ヲ作り之ヲ本人ニ讀聞セ其ノ陳述ニ相違ナキヤ否ヲ問ヒ署名捺印セシムヘシ若シ署名捺印スルコト能ハサル片ハ其ノ旨ヲ附記スヘシ、

第十六條 各廳長艦船團隊長自ラ檢察ノ處分ヲ爲ストキハ前數條ノ手續ニ從フヘシ

第十七條 海軍檢察官各廳長艦船團隊長檢察ノ處分ヲ終リ海軍大臣若クハ長官ニ具申スルトキハ左ノ書類ヲ添フヘシ但シ艦船團隊長及學校長ノ部下ニ屬スル海軍檢察官之ヲ具申スルトキハ被告人ノ所屬長ヲ經由スヘシ

一 搜查始末書

スヘシ艦隊軍法會議高等軍法會議合圍地軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケタルモノナルトキハ海軍大臣ニ其ノ申訴ヲ爲スヘシ

主理其ノ申訴ヲ爲ストキハ其ノ理由書ニ原裁判宣告書ノ謄本及證憑類ヲ添フヘシ

被告人若クハ其ノ親屬其ノ申訴ヲ爲ス時ハ其ノ理由書ヲ主理ニ出シ主理意見書ヲ添フヘシ

長官再審ノ申訴ヲ受ケタルトキハ訴訟書類ニ意見書ヲ附シ之ヲ海軍大臣ニ具申スヘシ

海軍大臣再審ノ申訴若クハ具申ヲ受ケタルトキハ之ヲ再審セシムヘシ

第二百五條 海軍大臣再申ノ命令ヲ下シタルトキ刑ノ執行中ニ係ルモノハ其ノ執行ヲ停止スヘシ

第二百六條 再審ヲ爲シタル事件前ニ上奏ヲ經タルモノナルトキハ其ノ判決ヲ上奏シテ裁可ヲ請フヘシ

海軍治罪法執行規則 (達第百八十三號 明治二十四年九月四日)

第一章 檢察

第一條 海軍檢察官犯罪ノ搜查ヲ爲シタルトキハ搜查始末書ヲ作り事證ト爲スヘシ

第二條 海軍檢察官口述ヲ以テ爲シタル告訴告發ヲ受ケタルトキハ之ヲ錄取シ告訴人告發人ニ讀聞セ署名捺印セシムヘシ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第三條 代人ヲ以テ告訴告發ヲ爲シタル者ハ其ノ告訴狀告發狀ニ代人タルノ事由ヲ附記セシムヘシ

第四條 告訴人告發人ニハ證人ノ氏名其ノ他成ル可ク事實ノ證憑參考ト爲ルヘキコトヲ申立シムヘシ

第五條 海軍檢察官ハ告訴告發ノ事件ヲ分明ナラシムル爲メ其ノ告訴人告發人若クハ其ノ關係人若クハ被告人ヲ訊問スルコトアルヘシ但シ外國公使館ニ雇ハレ若クハ其ノ館内ニ在ル者ナルトキハ第二十六條ノ例ニ從フヘシ

第九十八條 禁錮以上ノ刑ニ該リタル被告人其ノ宣告ヲ受ケテ逃走シ若クハ前條第二項ニ依リ闕席ノマ、宣告アリタルトキハ主理逮捕狀ヲ發スヘシ
逮捕狀執行ノ方法ハ勾引狀執行ノ例ニ從フ若シ其ノ所在分明ナラサルトキハ第五十九條ノ例ニ依ル

第九十九條 被告人闕席ノマ、宣告ヲ爲シタルトキハ其ノ宣告書ヲ軍法會議ノ門前ニ揭示シ其ノ一通ヲ被告人ノ住所ニ送達スヘシ

第一百條 外國若クハ航海中ニ於テ司令官又ハ艦船長ハ輕罪ノ刑ノ宣告ヲ受ケタル下士卒ニ戴罪服務ヲ命スルコトヲ得
戴罪服務ノ日數ハ刑期ニ算入セス

第七章 再審

第一百一條 海軍大臣軍法會議ニ於テ法律ノ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ宣告シ若クハ法律ニ定ムル所ノ刑ヨリ重キ刑ヲ宣告シ若クハ無罪ノ宣告ヲ爲スヘキニ免訴ノ宣告ヲ爲シタルコトアルヲ知リタルトキハ再審ヲ爲サシムヘシ

第一百二條 軍法會議ノ宣告左ニ記載シタル條件ニ觸ル、モノアルトキハ主理及被告人ヨリ再審ノ申訴ヲ爲スコトヲ得被告人死去シタルトキハ其ノ親屬之ヲ爲スコトヲ得

- 一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ宣告アリタル後其ノ殺サレタリト認メラレタル者犯罪後現ニ生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタル確證アリタルトキ
 - 二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ宣告ヲ受ケタルモノアリタルトキ
 - 三 公正ノ證書ヲ以テ當時犯罪ノ場所ニ在ラサルコトヲ證明シタルトキ
 - 四 既ニ判決ヲ經タル事件ニ對シ再ヒ判決アリタルトキ
 - 五 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ宣告ヲ受ケタルモノアルトキ
 - 六 公正ノ證書ヲ以テ訴訟書類ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタルトキ
- 第一百三條 海軍大臣前條ニ記載シタル事實アルコトヲ知リタルトキハ再審ヲ爲サシムヘシ

長官其ノ事實ヲ發見シタルトキハ訴訟書類ニ意見書ヲ附シ海軍大臣ニ具申スヘシ

第一百四條 再審ノ申訴ハ刑ノ宣告ヲ爲シタル軍法會議ヲ管轄スル長官ニ之ヲ爲

- 二 有罪ノ判決書ニハ犯罪ノ證據及其ノ罪ヲ罰スヘキ法律ノ正條
- 三 無罪ノ判決書ニハ被告人ノ死去セシコト若クハ人違ヒナリシコト若クハ被告事件罪トナラサルコト若クハ犯罪ノ證據備ハラサルコト
- 四 免訴ノ判決書ニハ公訴期滿免除ト爲リタルコト若クハ大赦アリタルコト若クハ確定裁判ヲ經タルコト若クハ法律ニ於テ其ノ罪ヲ全免スルコト
- 五 管轄違ヒノ判決書ニハ其ノ旨
- 六 私訴ノ裁判アリタルトキハ其ノ旨
- 七 被告人ノ官位勳爵隊號職名氏族籍年齡住所判決ノ年月日
- 第九十二條 長官左ニ記載シタルモノハ訴訟書類ヲ添ヘ海軍大臣ニ具申シ其ノ他ハ裁判宣告ノ命令ヲ下スヘシ
 - 一 死刑ニ該リタルトキ
 - 二 佐官及同等軍人ノ重罪輕罪ノ刑ニ該リタルトキ
 - 三 尉官及同等軍人ノ重罪ノ刑ニ該リタルトキ
 - 第九十三條 海軍大臣前條ノ具申ヲ受ケタルトキ又ハ高等軍法會議ノ判決將官及其ノ同等軍人ノ重罪輕罪ノ刑ニ該リ若クハ前條ニ記載シタルモノニ該リタルモノハ意見書ヲ附シ上奏スヘシ

重罪トシテ判決スルハ
 一 死刑ニ該リタルトキ
 二 佐官及同等軍人ノ重罪ノ刑ニ該リタルトキ
 三 尉官及同等軍人ノ重罪ノ刑ニ該リタルトキ

- 第九十四條 臨戰合圍ノ地ニ於テハ司令官第九十二條ノ例ニ依ラス直チニ裁判宣告ノ命令ヲ下スコトヲ得
- 第九十五條 長官軍法會議ノ判決法律ニ違ヒタリト認ムルハ之ヲ再議セシメ直チニ裁判宣告ノ命令ヲ下ス權ナキモノハ意見書ヲ附シテ海軍大臣ニ具申スヘシ
- 第九十六條 海軍大臣高等軍法會議若クハ長官ヨリ具申シタル判決法律ニ違ヒタリト認ムルトキハ之ヲ再議セシムヘシ
- 第九十七條 裁判宣告ノ命令アリタルトキハ判士長判士主理錄事列席シ被告人ヲ出廷セシメ判士長其ノ宣告ヲ爲スヘシ
- 闕席裁判ノ宣告ハ被告人闕席ノマ、之ヲ爲スヘシ禁錮以上ノ刑ニ該リタル被告人對審終結ノ後逃走シテ出廷セス若クハ罰金以下ノ刑ニ該リタル被告人呼出ニ應セサルトキモ亦同シ

其ノ他正當ノ事故ナクシテ呼出ニ應セサルトキハ主理ノ意見ヲ聽キ軍法會議ニ於テ直チニ左ノ罰金科料ヲ科スヘシ

一 違警罪事件ニ於テハ五十錢以上一圓九十五錢以下ノ科料

二 輕罪以上ノ事件ニ於テハ二圓以上二十圓以下ノ罰金

第八十五條 判士長ハ證人事實參考人ヲ訊問シ若クハ判士又ハ主理ヲシテ其ノ訊問ヲ爲サシムヘシ

主理其ノ訊問ヲ要スル時ハ判士長ニ請フテ自ラ之ヲ訊問シ若クハ其ノ訊問ヲ求ムルコトヲ得

第八十六條 判決ノ爲メ更ニ檢證處分ヲ要スルコトアルトキハ判士長其ノ處分ヲ爲シ若クハ判士又ハ主理ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

共犯附帶犯若クハ餘罪ヲ覺舉シタルトキハ直チニ其ノ判決ヲ爲シ若クハ主理ニ移シテ其ノ審問ヲ爲サシムヘシ但シ其ノ共犯者附帶犯者高等軍法會議ノ管轄ニ屬スルトキハ判士長ヨリ其ノ命令ヲ下シタル長官ニ具申スヘシ

第八十七條 被告人ノ訊問終リタルトキハ判士長更ニ被告人ニ對シ他ニ陳述スヘキコトナキヤ否ヲ問ヒ訊問終リタル旨ヲ告ケ被告人ヲ退廷セシメ其ノ判決ヲ爲スヘシ

スヘシ

第八十八條 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ被告人逃走シテ開廷ノ日時ニ出廷セス若クハ其ノ逃走ニ因リ召喚狀ヲ送達スルコトヲ得サルトキ及罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ被告人召喚狀ヲ受ケ開廷ノ日時ニ出廷セサルトキハ闕席裁判ヲ爲スコトヲ得

第八十九條 數人共犯ノ判決ヲ爲ストキハ被告人中闕席シタル者アリト雖モ出廷シタル者ニ對シ其ノ判決ヲ爲スコトヲ得

第九十條 主理ハ會議席ニ列シ意見書ノ趣旨ヲ説明スヘシ
會議ノ判決其ノ意見ト合ハサルトキハ其ノ旨ヲ記シタル書面ヲ判決書ニ添フルコトヲ得

其ノ判決法律ニ違ヒ再議スヘキ理由アリト認ムルトキハ之ヲ其ノ判決ノ命令ヲ下シタル長官ニ具申スヘシ

第九十一條 判決書ノ主理左ノ條件ニ照シテ之ヲ作り判士長判士錄事ト共ニ署名捺印シ訴訟文書ヲ添ヘ其ノ命令ヲ下シタル長官ニ具申スヘシ

一 判決ノ理由

第七十六條 軍人ト共犯セシ常人ハ審問ヲ終リタル後證據憑物件ヲ添へ其ノ共犯事件ヲ管轄スル軍法會議所在ノ地ノ檢事ニ送致スヘシ

第七十七條 主理ハ審問中被告人ヲ其ノ親族故舊ニ責付スルコトヲ得但シ艦船營内居住ノ者ハ責付スルノ限ニ在ラス

第七十八條 主理審判若クハ審問ノ命令ヲ受ケタタ事件ノ審問ヲ終リ若クハ判決ノ命ヲ受ケタルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ

- 一 審判若クハ判決ノ命令ヲ受ケタル事件ニ於テハ意見書ヲ作り訴訟書類ト共ニ之ヲ判士長ニ交付シ會議ノ日時ヲ定メ判士長判士ニ通報スヘシ
- 二 裁判管轄ニ非ス若クハ免訴ト爲スヘキ事件ニ於テハ訴訟書類ニ意見書ヲ添へ其ノ命令ヲ下シタル長官ニ具申スヘシ審問ノ命令ヲ受ケタル事件ニ於テモ亦同シ

第七十九條 長官審問ノ命令ヲ下シタル事件ノ具申ヲ受ケ其ノ事件有罪ナリト認ムルトキハ更ニ判決ノ命令ヲ下スヘシ

第六章 判決

第八十條 軍法會議ハ判士長判士主理錄事列席シテ之ヲ開クヘシ

第八十一條 判士長ハ被告人ヲ訊問シ若クハ判士又ハ主理ヲシテ其ノ審問ヲ爲サシムヘシ

主理其ノ審問ヲ要スルトキハ判士長ニ請フテ自ラ之ヲ審問シ若クハ其ノ審問ヲ求ムルコトヲ得

第八十二條 判士長ハ開廷ヨリ判決終結ニ至ルマテノ間必要ト認ムルトキハ令狀ヲ發スルコトヲ得

判士長ハ法廷ニ於テ警戒ノ爲メ相當ノ處置ヲ爲スコトヲ得
 法廷ニ於テ罪ヲ犯ス者アルトキハ判士長檢證ノ處分ヲ爲シ若クハ判士又ハ主理ヲシテ其ノ處分ヲ爲サシメ調書及證據文書ヲ添へ其ノ命令ヲ下シタル長官ニ具申スヘシ但シ其ノ犯人被告人ナルトキハ本案事件ト共ニ直チニ判決ヲ爲スヘシ

第八十三條 判士長ハ法廷其ノ他ノ場合ニ於テ證人通事鑑定人ヲ要シ若クハ調書說明ノ爲メ官吏ノ呼出ヲ要スルトキハ第五章ノ例ニ依ル

第八十四條 證人通事鑑定人事實參考人及參考ノ爲メ鑑定ヲ命セラレタル者疾病

第七十條 主理ハ證人鑑定人宣誓ヲ肯セス若クハ宣誓シテ陳述鑑定ヲ肯セサルトキハ證人ハ普通刑法第八十條ニ依リ鑑定人ハ同法第七十九條ニ依リ罰金ヲ科スヘシ

證人トシテ呼出シタル醫師藥商產婆代言人辯護人公證人神官僧侶其ノ身分職業ニ關スル秘密ノ事件ニ因リ委託ヲ受ケタル事ニ關シ陳述ヲ肯セサルトキハ前項ノ例ニ在ラス

(舊刑法)

第七十九條 醫師化學家其ノ他職業ニ因リ宣誓ヨリ解剖分析又ハ鑑定ヲ命セラレタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル時ハ四圓以上四十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十條 裁判所ヨリ證人トシテ證據ヲ陳述スルコトヲ命セラレタル者故ナクシテ之ヲ肯セサル時ハ亦前條ニ同シ

第七十一條 主理ハ通事宣誓ヲ肯セス若クハ宣誓シテ通譯ヲ肯セサルトキ又ハ事實參考ノ爲メ陳述鑑定ヲ命セラレタル者之ヲ肯セサルトキハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ヲ科スヘシ

第七十二條 主理ハ證人事實參考ノ陳述ヲ確實ナラシムル爲メ犯所若クハ其ノ他ノ場所ニ同行スルコトヲ得

證人事實參考人同行スルコトヲ肯セサルトキハ第六十九條ニ照シ罰金ヲ科スヘシ

第七十三條 證人通事鑑定人事實參考人及參考ノ爲メ鑑定ヲ命セラレタル者ニ科シタル罰金ヲ完納セシメ若クハ罰金ヲ禁錮ニ換フルノ處分ハ普通刑法第二十七條ニ依リ主理之ヲ爲スヘシ

(舊刑法)

第二十七條 罰金ハ裁判確定ノ日ヨリ一月内ニ納完セシム若シ限内納完セサル者ハ一圓ナ一日ニ析算シ之ヲ輕禁錮ニ換フ其ノ一圓ニ滿タサル者ト雖モ仍ホ一日ニ計算ス

罰金ヲ禁錮ニ換フル者ハ更ニ裁判ヲ用井ス檢察官ノ求メニ因リ裁判官之ヲ命ス但シ禁錮ノ期限ハ二年ニ過ケルコトヲ得ス

若シ禁錮限内罰金ヲ納メタル時ハ其ノ經過シタル日數ヲ扣除シテ禁錮ヲ免ス親屬其ノ他ノ者代テ罰金ヲ納メタル時亦同シ

第七十四條 主理ハ被告事件ニ關スル調書説明ノ爲メ其ノ調書ヲ作りタル海軍檢察官又ハ司法警察官其ノ他ノ官吏ヲ呼出スコトヲ得

第七十五條 主理審問ニ於テ共犯附帶犯若クハ餘罪ヲ覺擧シタルトキハ直チニ之ヲ審問スヘシ但シ其ノ共犯者附帶犯者高等軍法會議ノ管轄ニ屬スルトキハ之ヲ長官ニ具申スヘシ

- 七 公權ヲ剝奪セラレタル者又ハ公權ヲ停止セラレタル者
- 八 十六歳未満ノ者
- 九 知覺精神ノ不充分ナル者
- 十 瘖啞者

第六十六條 主理被告人證人事實參考人ヲ訊問シ若クハ臨檢家宅搜索物件押收ノ處分ヲ爲ストキハ録事之ニ立會ヒ調書ヲ作り訊問及供述ヲ録取シ被告人證人事實參考人ニ讀示スヘシ

主理ハ其ノ讀示シタル所其ノ陳述ニ違ハサルヤ否ヲ問ヒ陳述者ヲシテ署名捺印セシムヘシ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ録事ヲシテ其ノ旨ヲ記セシムヘシ

急遽ノ際若クハ事故アリテ録事立會ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ立會ナクシテ本條ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第六十七條 主理犯罪ノ性質方法及結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定人ヲ要スルトキハ學術又ハ職業ニ因リ鑑定スルコトヲ得ヘキ者ニ命シテ其ノ鑑定ヲ爲サシムヘシ但シ第六十五條ニ記載シタル者ハ鑑定人ト爲スコトヲ得ス若シ急遽ノ際正

當ノ鑑定人ヲ得ルコト能ハサルトキハ參考ノ爲メ之ニ鑑定ヲ命スルコトヲ得

鑑定ヲ爲シタル者ハ鑑定書ヲ作り其ノ方法結果及鑑定ヲ爲シタル時間ヲ詳記スヘシ若シ結果ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ推測スル所ヲ記シ之ニ署名捺印スヘシ

第六十八條 主理ハ證人通事鑑定人ヲシテ正實ニ陳述通譯鑑定ヲ爲スヘキコトヲ宣誓セシムヘシ

主理ハ證人通事鑑定人ニ宣誓書ヲ讀示シ之ニ署名捺印セシムヘシ若シ署名捺印スルコト能ハサルトキハ録事ヲシテ其ノ旨ヲ附記セジムヘシ
宣誓書ハ訴訟書類ニ添ヘ置クヘシ

第六十九條 主理ハ證人通事鑑定人事實參考人及參考ノ爲メ鑑定ヲ命シタル者疾病其ノ他正當ノ事故ヲ證明セシテ呼出ニ應セサルトキハ二圓以上十圓以下ノ罰金ヲ科スヘシ若シ再度ノ呼出ニ應セサルトキハ更ニ二倍ノ罰金ヲ科スヘシ若シ五日內ニ正當ノ事故アリテ出廷スルコト能ハサリシコトヲ證明シタルトキハ罰金ノ宣告ヲ取消ス可シ

前項ノ場合ニ於テ證人事實參考人ニ對シテハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

罰金ノ規定ハ刑法第十五條刑
法施行法第十九條第二十條第
二條參照以下之ニ倣フ

依リ其ノ執行ヲ求ムヘシ

陸軍營内若クハ隊伍ニ在ルトキハ隊長ニ依リ其ノ執行ヲ求ム可シ

勾引狀ヲ執行スルニ方リ被告人其ノ家宅若クハ他人ノ家ニ逃匿シタリト認ムルトキハ其ノ地ノ戸長若クハ隣佑ノ立會ヲ求メ之ヲ搜索シ其ノ調書ヲ作り立會人ト共ニ署名捺印スヘシ若シ立會ヲ求ムルニ暇アラス若クハ之ヲ得ル能ハサルトキハ其ノ立會ナクシテ搜索ヲ爲スコトヲ得

第六十二條 主理ハ事實審明ノ爲メ臨檢家宅搜索物件押收ノ處分ヲ爲スコトヲ得其ノ場所遠隔ノ地ニ在ルトキハ其ノ地ノ主理海軍檢察官若クハ憲兵ノ將校下士又ハ豫審判事司法警察官ニ其ノ處分ヲ囑託スルコトヲ得

第六十三條 主理ハ事實審明ノ爲メ驛遞電信鐵道ノ官署及諸會社ニ事由ヲ通知シテ被告事件ニ關係アル往復文書電報及物件ヲ收受開披スルコトヲ得其ノ場所遠隔ノ地ニ在ルトキハ前條第二項ノ例ニ依リ本條ノ處分ヲ囑託スルコトヲ得

第六十四條 主理ハ證人及通事ヲ呼出スルコトヲ得
證人皇族若クハ勅任官ナルトキ主理其ノ所在ニ就キ陳述ヲ聽クヘシ

證人疾病其ノ他正當ノ事故アリテ呼出ニ應スル能ハサルコトヲ證明シタルトキハ主理其ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得
證人遠隔ノ地ニアルトキハ第六十二條第二項ノ例ニ依リ本條ノ處分ヲ囑託スルコトヲ得

第六十五條 左ニ記載シタル者ハ證人ト爲スコトヲ得ス但シ事實參考ノ爲メ其ノ

陳述ヲ聽クコトヲ得

- 一 被害者
- 二 被害者及被告人ノ親屬
- 三 被害者及被告人ノ後見人又ハ其ノ後見ヲ受クル者
- 四 被害者及被告人ノ雇人
- 五 現ニ陳述ヲ爲スヘキ事件ニシテ曾テ訴ヲ受ケ證據充分ナラサルニ因リ免訴ノ宣告ヲ受ケタル者
- 六 重罪事件ノ爲メ軍法會議ノ判決ニ附セラレタル者若クハ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ受ケタル者及重禁錮ノ刑ニ該ル可キ輕罪事件ノ爲メ軍法會議又ハ普通裁判所ノ判決ニ附セラレタル者

二 審問若クハ審判若クハ判決ノ命令ヲ下シタルトキハ其ノ事件ヲ主理ニ下付スヘシ

第五十三條 主理審問ヲ爲ストキハ先ツ召喚狀ヲ發スヘシ

被告人出廷シタルトキハ即日之ヲ訊問スヘシ

罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ被告人ハ代人ヲ出廷セシムルコトヲ得

第五十四條 主理ハ召喚狀ヲ受ケタル被告人其ノ日時ニ出廷セサルトキハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第五十五條 主理ハ重罪ノ刑ニ該ルヘキモノト認ムル被告人ナルトキ又ハ輕罪以下ノ刑ニ該ルヘキモノト認ムル被告人ニシテ罪證ヲ湮滅シ若クハ逃走ノ恐アルトキ又ハ未遂罪ヲ犯シ其ノ目的ヲ遂ケ若クハ脅迫罪ヲ犯シ其ノ手段ヲ實行スルノ恐レアルトキハ直チニ勾引狀ヲ發スヘシ

第五十六條 主理ハ召喚狀若クハ勾引狀ヲ受クヘキ被告人遠隔ノ地ニアルトキハ其ノ地ノ主理海軍檢察官若クハ憲兵ノ將校下士又ハ豫審判事司法警察官ニ訊問ヲ囑託スルコトヲ得又其ノ地ノ主理海軍檢察官若クハ憲兵ノ將校下士又ハ司法警察官ニ召喚狀ノ送達勾引狀ノ執行ヲ囑託スルコトヲ得

第五十七條 勾引狀ヲ以テ引致シタル被告人ハ四十八時内ニ之ヲ訊問スヘシ四十
八時ヲ經過シ仍ホ留置ヲ要スルトキハ收禁狀ヲ發スヘシ

第五十八條 主理ハ召喚狀若クハ勾引狀ヲ受ケタル被告人疾病其ノ他正當ノ事故アリテ令狀ニ應スル能ハサルコトヲ證明シタルトキハ其ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得若シ被告人遠隔ノ地ニ在ルトキハ其ノ他ノ主理海軍檢察官若クハ憲兵ノ將校下士又ハ豫審判事司法警察官ニ訊問ノ條件ヲ明示シテ其ノ處分ヲ囑託スルコトヲ得

第五十九條 主理ハ被告人ノ所在ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ海軍檢察官若クハ憲兵ノ將校及各控訴院ノ檢事長ニ人相書ヲ送り其ノ逮捕ヲ求ムルコトヲ得

第六十條 主理ハ被告人禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキモノト認ムルトキハ收禁狀ヲ發スルコトヲ得

收禁狀ヲ發シタル後被告事件禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキモノニ非ス又ハ收禁ヲ要セサルモノト認ムルトキハ收禁ヲ取消スヘシ

第六十一條 勾引狀收禁狀ハ衛兵若クハ軍屬ヲシテ之ヲ執行セシムヘシ
勾引狀ヲ受クヘキ被告人艦船營内若クハ隊伍ニ在ルトキハ艦船營長隊伍ノ長ニ

海軍檢察官若クハ憲兵ノ將校下士又ハ司法警察官ニ之ヲ引致スヘシ

第四十六條 海軍檢察官現行犯ノ軍人ヲ逮捕シ若クハ其ノ交付ヲ受ケタルトキハ訊問及檢證處分ヲ爲シ調書ヲ作ルヘシ

各廳長艦船營長現行犯ノ軍人ヲ逮捕シタルトキハ前項ノ處分ヲ爲シ又ハ其ノ處分ヲ海軍檢察官ニ委シ若クハ憲兵ノ將校下士ニ囑託スルコトヲ得

第四十七條 海軍檢察官各廳長艦船營長現行犯人ヲ逮捕シ若クハ其ノ檢證處分ヲ爲ストキハ公力ヲ用フルコトヲ得

第四十八條 海軍檢察官及各廳長艦船營長軍人ト共犯ノ常人アルコトヲ知リタルトキハ前數條ニ照シ其ノ處分ヲ爲スヘシ

第四十九條 憲兵ノ將校下士又ハ司法警察官現行犯ノ軍人ヲ逮捕シ若クハ其ノ交付ヲ受ケタルトキハ假リニ訊問及檢證處分ヲ爲シ調書ヲ作り海軍檢察官ニ之ヲ送致スヘシ

第五十條 告訴人告發人ハ其ノ願下ヲ爲シ若クハ其ノ陳述ヲ變更センコトヲ請求スルコトヲ得

第五十一條 海軍檢察官各廳長艦船營長檢察ノ處分ヲ爲シタルトキハ被告事件ニ

證憑物件ヲ添ヘ左ノ手續ヲ爲スヘシ

- 一 重罪、輕罪ト認ムルトキハ之ヲ長官ニ具申スヘシ但シ艦隊ニ於テハ被告人所屬ノ艦船長ヲ經由スヘシ
- 二 違警罪ト認ムルトキハ之ヲ管轄スヘキ官司ニ交付スヘシ
- 三 裁判管轄ニ非サル者軍人ナルトキハ之ヲ其ノ事件ヲ管理スヘキ長官部下ノ海軍檢察官ニ送致シ陸軍軍人ナルトキハ其ノ事件ヲ管理スヘキ軍法會議所在ノ地ノ陸軍檢察官ニ送致シ常人ナルトキハ檢察處分ヲ爲シタル地ノ檢事ニ送致スヘシ但シ軍人ト共犯ノ常人ナルトキハ長官ニ具申スヘシ、
- 四 高等軍法會議ノ管轄ニ屬スルモノナルトキハ之ヲ海軍大臣ニ具申スヘシ、

第五章 審問

第五十二條 長官被告事件ノ具申ヲ受ケタルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ

- 一 其ノ犯罪輕罪以上ノ刑ニ該ルヘキモノト認ムルトキハ審問若クハ審判ノ命令ヲ下シ禁錮以下ノ刑ニ該ルヘキモノニシテ審問ヲ要セスト認ムルトキハ直チニ判決ノ命令ヲ下スヘシ

施行法第三十三條第三十五條
參照
違警罪ノ規定ハ廢止サレ明治
四十一年十月一日ヨリ施行サ
レタル警察犯處罰令ニ該當ス
以下之ニ倣フ

審判ニ着手シタル違警罪ハ軍法會議ニ於テ之ヲ審判ス
第三十五條 合圍地軍法會議ヲ廢スルトキ其ノ軍法會議ニ於テ管轄シタル被告事
件ハ通常ノ權限ニ照シ管轄軍法會議ヲ以テ其ノ管轄ト爲ス

第四章 海軍檢察

第三十六條 海軍檢察ハ海軍ニ關スル犯罪ヲ搜查シ證據ヲ收集ス

第三十七條 海軍檢察官ハ左ニ記載シタル諸官ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 艦船營副長分隊長
- 二 生徒隊司令官生徒分隊長及學校監事
- 三 衛兵司令

四 軍法會議ノ主現及主理試補

第三十八條 各廳長及艦船營長ハ各其ノ管スル所ノ事ニ關シ犯罪アルコトヲ知リ
タルトキハ檢察ノ處分ヲ爲シ若クハ海軍檢察官ニ其ノ處分ヲ委スヘシ

第三十九條 何人ヲ論セス軍人ノ犯罪ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ海軍檢察官若ク
ハ被告人ノ所屬長若クハ憲兵ノ將校下士又ハ豫審判事檢事司法警察官ニ之ヲ告

訴スルコトヲ得

第四十條 何人ヲ論セス軍人ノ犯罪アルコトヲ知リタルトキハ前條ニ記載シタル

諸官ニ告發スルコトヲ得

第四十一條 海軍所屬ノ官吏職務ヲ行フニ因リ軍人及海軍ノ用ニ供スル船舶乘員
ノ犯罪アルコトヲ知リタルトキハ第三十九條ニ記載シタル諸官ニ告發スヘシ

第四十二條 憲兵ノ將校下士又ハ豫審判事檢事司法警察官軍人ニ係ル重罪輕罪ノ
告訴告發ヲ受ケタルトキハ其ノ事件ヲ海軍檢察官若クハ被告人ノ所屬長ニ交付

スヘシ

第四十三條 海軍檢察官憲兵ノ將校下士卒又ハ司法警察官巡查ハ軍人ノ重罪輕罪
ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ直チニ之ヲ逮捕スヘシ

第四十四條 何人ヲ論セス軍人ノ重罪輕罪ノ現行犯アルトキハ直チニ之ヲ逮捕ス
ルコトヲ得

其ノ逮捕シタル者ハ海軍檢察官又ハ司法警察官若クハ憲兵卒巡查ニ之ヲ交付ス
ヘシ

第四十五條 憲兵卒巡查現行犯ノ軍人ヲ逮捕シ若クハ其ノ交付ヲ受ケタルトキハ

判ヲ常設ノ軍法會議ニ委スルコトヲ得

艦隊ニ屬スル艦船長ハ事件急速ヲ要スル場合ニ於テハ直チニ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ事由ヲ速カニ其ノ艦隊司令長官隊艦司令官若クハ分遣艦隊司令官ニ報知スヘシ

第二十四條 艦隊若クハ數隻ノ艦船外國ニ出發ノ後其ノ司令官若クハ先任艦長ノ部下ニ屬ルス者内國ニ在ツテ犯罪發覺シタルトキハ本人所在ノ地最近ノ軍法會議ニ於テ之ヲ審判スヘシ

第二十五條 佐官以下ノ軍人軍法會議所在ノ軍區内ニ於テ罪ヲ犯シタルトキハ管轄外ノ者ト雖モ其ノ地ノ軍法會議ニ於テ之ヲ審判スルコトヲ得

第二十六條 高等軍法會議ハ將官若クハ其ノ同等軍人ノ犯シタル罪ヲ審判シ及再審ノ審判ヲ爲ス

第二十七條 合圍地軍法會議ハ第二十一條第二十二條第二十三條ニ記載シタル者ノ臨戰合圍ノ地ニ在リテ犯シタル罪ヲ審判ス

第二十八條 合圍地軍法會議ニ於テハ從軍常人ノ犯罪ヲ審判シ又何人ト雖モ海軍刑法ヲ以テ論スヘキ罪ヲ犯シタルトキハ其ノ審判ヲ爲スヘシ

合圍ノ地ノ特別裁判權ハ嚴戒令ノ定ムル所ニ依ル

第二十九條 臨戰合圍ノ地ニ於テ專任判士ヲ以テ構成シタル軍法會議ハ高等軍法會議ノ管轄ニ屬スル事件ノ外被告人ノ身分ニ拘ハラズ其ノ犯罪ヲ審判スルコトヲ得

第三十條 俘虜降人ノ犯罪ハ軍法會議ニ於テ之ヲ審判ス

第三十一條 軍人任官就役前ノ犯罪ト雖モ在官現役中ハ軍法會議ニ於テ之ヲ審判ス在官現役中ノ犯罪ト雖モ免官若クハ現役ヲ去リタル後告訴發アリタルトキハ普通裁判所ノ裁判ニ附ス

第三十二條 軍人二人以上共ニ罪ヲ犯シ若クハ附帶犯ニシテ各其ノ管轄ヲ異ニスルトキハ先キニ審判ニ着手シタル軍法會議ニ於テ之ヲ審判シ高等軍法會議ノ管轄ニ屬スル者ト共犯若クハ附帶犯ニ係ルトキハ高等軍法會議ニ於テ之ヲ審判ス陸軍軍人ニ共犯若クハ附帶犯ニ係ルトキモ亦同シ

第三十三條 數罪俱ニ發シテ各其ノ管轄ヲ異ニシ又ハ審判中裁判管轄變更シタルトキハ既ニ審判ニ着手シタル軍法會議ニ於テ之ヲ審判ス

第三十四條 重罪輕罪ト俱ニ發シ若クハ重罪輕罪ニ附帶シ若クハ重罪輕罪ト認メ

第十七條 臨戰合圍ノ地ニ於テハ司令官專任判士ヲ命スルコトヲ得又部下ノ下士ヲシテ録事ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

合圍ノ地ニ於テハ司令官其ノ地所在ノ高等官ヲ以テ判士若クハ主理ニ充テ判任官ヲ以テ録事ニ充ツルコトヲ得

第十八條 判士長判士主理左ニ記載シタル者ナルトキハ其ノ審判ニ從事スルコトヲ得ス

一 被告人被害者及其ノ配偶者ノ親屬

二 被告人被害者ノ後見人

三 被告人被害者及證據ヲ陳述シタル者

第十九條 原裁判ニ從事シタル判士長判士主理ハ再議及再審ノ裁判ニ列スルコトヲ得ス

海軍檢察ノ職務ヲ行ヒタル者ハ其ノ事件ノ審判ヲ爲スコトヲ得ス

第十五條ノ場合ニ於テ審問ヲ爲シタル者ニハ其ノ事件ノ判士長判士ヲ命スルコトヲ得ス

第二十條 第十四條第四項ノ場合ニ於テ海軍大臣ハ判士長判士ヲ命セスシテ被告

人ヲ他ノ常設ノ軍法會議ニ移シテ其ノ審判ヲ爲サシムルコトヲ得

第二章 軍法會議ノ權限

第二十一條 東京軍法會議ハ左ニ記載シタル者ヲ審判ス

一 司令官ノ部下ニ屬セサル佐官以下ノ軍人其ノ他海軍ノ用ニ供スル船舶ノ乗員ニシテ罪ヲ犯シタル者

二 第二十三條第二項第三項ニ依リ審判ノ委託ヲ受ケタル者

第二十二條 鎮守府軍法會議ハ左ニ記載シタル者ヲ審判ス

一 鎮守府司令長官ノ部下ニ屬スル佐官以下ノ軍人其ノ他鎮守府ノ用ニ供スル船舶ノ乗員ニシテ罪ヲ犯シタル者

二 第二十三條第二項第三項ニ依リ審判ノ委託ヲ受ケタル者

第二十三條 艦隊軍法會議ハ艦隊司令長官艦隊司令官分遣艦隊司令官ノ部下ニ屬スル佐官以下ノ軍人其ノ他從軍諸員及艦隊ノ用ニ供スル船舶ノ乗員ニシテ罪ヲ犯シタル者ヲ審判ス

艦隊司令長官艦隊司令官分遣艦隊司令官ハ時機ニ依リ前項ニ記載シタル者ノ審

		第二表			
判士長	判士	被	告	人	
中將	一名	大少將 (奏任官一等)	二名若クハ一名 二名若クハ三名	海軍大佐(奏任官一等)及 同等ノ陸海軍人	中將
中將	一名	中將	二名若クハ一名 二名若クハ三名	海軍少將及同等ノ陸海軍人	中將
大將	一名	少將	三名若クハ二名 一名若クハ三名	海軍中將及同等ノ陸海軍人	大將
大將	一名	中將	三名	陸海軍大將	大將
判士長	一名	尉官	四名	陸海軍下士以下ノ軍人	佐官
佐官	一名	尉官	二名	海軍少尉及同等ノ陸海軍人	佐官
佐官	一名	尉官	二名	竝准士官	佐官
大佐	一名	大尉(奏任官四等) 大尉(同五等)	二名若クハ一名 二名若クハ三名	海軍大尉(奏任官五等)及 同等ノ陸海軍人	大佐
大佐	一名	少尉(奏任官四等)	二名若クハ一名 二名若クハ三名	海軍大尉(奏任官四等)及 同等ノ陸海軍人	大佐
大佐	一名	大佐(奏任官二等) 大佐(同二等)	二名若クハ一名 二名若クハ三名	海軍少佐及同等ノ陸海軍人	大佐
少將	一名	大佐(奏任官一等) 大佐(同二等)	二名若クハ一名 二名若クハ三名	海軍大佐(奏任官二等)及 同等ノ陸海軍人	少將
中將	一名	少將	二名若クハ一名 二名若クハ三名	海軍大佐(奏任官一等)及 同等ノ陸海軍人	中將

第十二條 軍人ニ非サル者ヲ軍法會議ニ於テ審判スヘキトキハ其ノ身分ニ依リ前條ノ各表ニ參照シテ判士長判士ヲ定ム

第十三條 外國又ハ戰地ニ數隻ノ艦船ヲ差遣スルトキハ海軍大臣其ノ先任艦長ニ軍法會議ヲ開クノ權ヲ附與スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ權限艦隊司令官ニ同シ

第十四條 將官ヲ以テ判士長判士ト爲ストキハ海軍大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ勅命ス佐官ヲ以テ判士長判士ト爲シ尉官ヲ以テ判士ト爲ストキ東京ニ於テハ海軍大臣之ヲ命シ鎮守府若クハ艦隊ニ於テハ司令官其ノ部下中ヨリ之ヲ命ス艦隊ニ於テ判士ト爲ルヘキ將校缺乏スルトキハ准將校ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

鎮守府若クハ艦隊ニ於テ部下ニ非サル者ヲ以テ判士長判士ト爲スヲ要スルトキハ司令官ノ上申ニ依リ海軍大臣之ヲ命ス

第十五條 艦隊軍法會議ニ於テハ司令官部下ノ將校准將校ヲシテ主理ノ職務ヲ行ハシメ士官若クハ下士ヲシテ録事ノ職ヲ行ハシムルコトヲ得

第十六條 合圍地軍法會議ノ判士長判士ハ司令官其ノ部下中ヨリ之ヲ命ス

第二、數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルトキ
 第三、自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其ノ罪ヲ免カル、爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ

第七條 歸休兵及豫備後備ノ軍籍ニ在ル者ハ召集中ノ外軍人ノ例ニ依ルコトヲ得ス

第八條 臨戰合圍ノ地ニ於テハ司令官審判ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第二章 軍法會議ノ構成

第九條 軍法會議ヲ設クルコト左ノ如シ

東京軍法會議

鎮守府軍法會議

艦隊軍法會議

高等軍法會議

合圍地軍法會議

東京軍法會議及各鎮守府軍法會議ハ常設ト爲シ艦隊軍法會議ハ臨時各艦隊ニ之ヲ設ケ高等軍法會議ハ臨時東京ニ之ヲ設ケ合圍地軍法會議ハ臨戰合圍ノ戒嚴間

之ヲ設ク

第十條 軍法會議ハ判士長判士主理若クハ主理試補及錄事ヲ以テ構成ス

第十一條 判士長判士ハ高等軍法會議ニ於テハ第一表ニ據リ他ノ軍法會議ニ於テ

ハ第二表ニ據リ將校ヲ以テ之ニ充ツ

臨戰合圍ノ地ニ於テハ判士二名ヲ減スルコトヲ得

第一表

表中大尉(奏任官四等)トアルハ海軍大尉ニシテ大尉(奏任官五等)トアルハ海軍中尉ナリ大佐(奏任官一等)トアルハ海軍大佐ニシテ大佐(奏任官二等)トアルハ海軍中佐ナリ以上ハ明治二十二年二月十二日本法公布ノ當時海軍中尉及海軍中佐ノ制度ナカリシニ因リシモノナリ海軍中尉海軍中佐ノ官

判士長	判官	士	被告	人
判官 一名	判官 一名	判官 四名	陸海軍下士以下ノ軍人	
佐官 一名	大尉(奏任官四等) 二名若クハ一名	大尉(奏任官五等) 二名若クハ一名	海軍少尉及同等ノ陸海軍人	
佐官 一名	大尉(奏任官四等) 二名若クハ一名	大尉(奏任官五等) 二名若クハ一名	海軍大尉(奏任官五等) 及同等ノ陸海軍人	
大佐(奏任官一等) 一名	大尉(奏任官四等) 二名若クハ一名	大尉(奏任官五等) 二名若クハ一名	海軍大尉(奏任官四等) 及同等ノ陸海軍人	
大佐(奏任官一等) 一名	大尉(奏任官四等) 二名若クハ一名	大尉(奏任官五等) 二名若クハ一名	海軍少尉及同等ノ陸海軍人	
少將 一名	大尉(奏任官四等) 二名若クハ一名	大尉(奏任官五等) 二名若クハ一名	海軍大佐(奏任官二等) 及同等ノ陸海軍人	

第五、大赦
第六、時效

第七條 (同第十條) 私訴ヲナス權ハ左ノ事項ニ因ツテ消滅ス

第一、拋棄又ハ和解

第二、確定判決

第三、時效

第八條 (同第十一條) 公訴ノ時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因ツテ完成ス

一、死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年

二、無期又ハ長期十年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年

三、長期十年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年

四、長期五年未満ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年

五、刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ一年

六、拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第九條 (同第十二條) 公訴ノ時效ハ被害者無能力ナルトキ又ハ公訴ニ附帶セスシテ其ノ訴ヲ

ナシタルトキト雖モ公訴ノ時效ト其ノ期間ヲ同フス

公訴ニ付キ既ニ刑ノ言渡アリタルトキハ民法ニ定メタル時效ノ例ニ從フ

第十條 (同第十三條) 公訴私訴ノ時效ハ犯罪ノ日ヨリ其ノ期間ヲ起算ス但シ繼續犯ニ付テハ

其ノ最終ノ日ヨリ起算ス

第十一條 (同第十四條) 時效ハ起訴豫審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其ノ期間ノ經過ヲ中

斷ス其ノ未タ發覺セサル正犯、從犯及民事擔當人ニ付テモ同シ

時效ノ經過ヲ中斷シタルトキハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其ノ期間ヲ

起算ス

第十五條 (同第十八條) 此ノ法律ニ於テ期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ起算

シ日ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス若シ最終ノ日休暇ニ當ルトキハ期間ニ算入スヘカラス
但シ時效ノ期間ハ此ノ限ニアラス

一日ト稱スルハ二十四時ヲ以テシ一ヶ月ト稱スルハ三十日ヲ以テシ一年ト稱スルハ曆ニ從フ、

第五十六條 (同第百條) 現行犯トハ現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル罪ヲ謂フ、

第五十七條 (同第百一條) 重罪輕罪ニ付キ左ノ場合ハ現行犯ニ準ス

第一、犯人トシテ一人又ハ數人ト追呼セラルトキ

第二、兇器贓物其ノ他ノ物件ヲ携帶シ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思

料スヘキトキ

第三、家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其ノ犯人ト思料スヘキ者ヲ逮捕スル爲

メ戶主ヨリ官吏ニ其ノ處分ヲ求メタルトキ

第七十八條 第三項(同第百三十三條第三項)家宅搜索ハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ得ス但シ

旅店、割烹店其ノ他夜間ト雖モ衆人ノ出入スル場所ニ付テハ其ノ公開時間内ニ限り何時ニテ

モ搜索ヲ爲スコトヲ得

第九十條 (同第百四十六條) 被告人ノ自白、官吏ノ檢證調書、證據物件、證人及鑑定人ノ供述

其ノ他諸般ノ憑憑ハ判事ノ判斷ニ任ス

第百條 (同第百五十六條) 被告人又ハ對質者聲ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ啞ナルトキハ書面ヲ

以テ答ヘシム若シ聲者、啞者文字ヲ知ラサルトキハ通事ヲ命スヘシ

被告人又ハ對質人國語ニ通セルトキ亦同シ

第百七十五條 第一項(同第二百六十一條第一項)豫審ニ於テ被告人免訴ノ言渡ヲ受ケ其ノ決定

確定シタルトキハ罪名ノ變更アルモ同一ノ事件ニ付キ再ヒ訴ヲ受クルコトナマルヘシ但シ新

ナル證據アルトキハ此ノ限ニアラス

第百八十五條 (同第三十九條) 左ノ場合ニ於テハ附帶ノ犯罪ナリトス

第一、同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタルトキ

ニ廢止トナリタルヲ以テ右第五十條第五十一條ハ現行海軍刑法第八條第一號第二號第九條第一項第一號第二號ニ該當ス

陸軍刑法第三條第九條トアルモ右ト同シク現行陸軍刑法第八條第一號乃至第三號第五號第九條第一項第一號第二號ニ該當ス以下之ニ做フ

〔參照〕

○海軍刑法施行法

第二十四條 海軍治罪法ニ於テ軍人ト稱スルハ海軍刑法第八條第一號、第二號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂ヒ陸軍軍人ト稱スルハ陸軍刑法第八條第一號乃至第三號、第五號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂フ

○陸軍刑法施行法

第二十四條 陸軍治罪法ニ於テ軍人ト稱スルハ陸軍刑法第八條第一號乃至第三號、第五號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂ヒ海軍軍人ト稱スルハ海軍刑法第八條第一號、第二號及第九條第一項第一號、第二號ニ記載シタル者ヲ謂フ

第四條 長官ト稱スルハ海軍大臣及司令官ヲ謂フ

司令官ト稱スルハ鎮守府司令長官艦隊司令長官分遣艦隊司令官及合圍ノ地ノ司令官ヲ謂フ

第五條 親屬ト稱スルハ普通刑法第一百四十四條第一百五條ニ記載シタル者ヲ謂フ

〔參照〕

○舊刑法

第一百四十四條 此ノ刑法ニ於テ親屬ト稱スルハ左ニ記載シタル者ヲ云フ

- 一、祖父母、父母、夫妻
- 二、子孫及其ノ配偶者

第五條ニ普通刑法トアルハ明治四十一年九月三十日ニテ廢止トナリタル舊刑法ノコトニシテ現行刑法ニアラス以下之ニ做フ

三、兄弟姉妹及其ノ配偶者

四、兄弟姉妹ノ子及其ノ配偶者

五、父母ノ兄弟姉妹及其ノ配偶者

六、父母ノ兄弟姉妹ノ子

七、配偶者ノ祖父母、父母

八、配偶者ノ兄弟姉妹及其ノ配偶者

九、配偶者ノ兄弟姉妹ノ子

十、配偶者ノ父母ノ兄弟姉妹

第一百五條 祖父母ト稱スルハ高曾祖父母外祖父母同シ、父母ト稱スルハ繼父母ト嫡母同シ、子

孫ト稱スルハ庶子曾玄孫外孫同シ、兄弟姉妹ト稱スルハ異父異母ノ兄弟姉妹同シ

養子其ノ養家ニ於ケル親屬ノ例ハ實子ニ同シ

第六條 普通治罪法第九條第十條第十一條第十二條第十三條第十四條第十八條第

三十九條第百條第百一條第百三十三條第三項第百四十六條第百五十六條第百

六十一條第一項ハ此ノ治罪法ニ於テ之ヲ適用ス

〔參照〕

○刑事訴訟法

第六條 (普通治罪法第九條) 公訴ヲ爲スノ權ハ左ノ事項ニ因テ消滅ス

第一、被告人ノ死去

第二、告訴ヲ待ツテ受理スヘキ事件ニ就テハ告訴ノ拋棄

第三、確定判決

第四、犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其ノ刑ノ廢止

第六條ニ普通治罪法トアルハ明治二十三年九月三十日ニテ廢止トナリタル訴訟法ナリ普通治罪法第九條乃至第二百六十一條第一項トアルハ左記現行刑事訴訟法第六條乃至第八十五條ニ該當ス以下之ニ做

海軍治罪法執行規則(四一、達)
(九〇號改)

目録

第一章	檢察	頁
第二章	審問及判決	三十五
第三章	再議再審及特赦	三十九
第四章	宣告執行	四十七
第五章	罰金科料沒收物脏物證據物處分	四十八
		五十二

(終)

明治二十二年二月十二日法律第五號

朕海軍治罪法ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍治罪法左ノ通改正シ明治二十二年三月十五日ヨリ施行ス

海軍治罪法

第一章 總則

第一條 軍人ノ犯シタル重罪輕罪ノ審判及違警罪ノ正式裁判ハ軍法會議ニ於テ之ヲ爲ス

海軍官署若クハ軍人ノ損害ニ係ル本案附帶ノ私訴アルトキハ軍法會議ニ於テ之ヲ審判ス

第二條 軍法會議ハ傍聽ヲ許サス但シ其ノ裁判宣告ヲ爲ストキハ軍人ニ限り之ヲ許ス

第三條 軍人ト稱スルハ海軍刑法第五十條第五十一條ニ記載シタル者ヲ謂フ
陸軍軍人ト稱スルハ陸軍刑法第三條第九條ニ記載シタル者ヲ謂フ

海軍治罪法

目錄

第一章	總則	一
第二章	軍法會議ノ構成	六
第三章	軍法會議ノ權限	十一
第四章	海軍檢察	十四
第五章	審問	十七
第六章	判決	二十六
第七章	再審	三十二

發行年月日

第一版 明治四十一年五月五日

教官主理 高島 愿

第二版 明治四十五年六月八日

教官主理 吉村 幹三郎

第三版 大正五年十一月十一日

教官主理 杉山 義太郎

廿九日

希 研